

受付年月日	議長	事務局長	書記
27.3.11			
第175号	玉川	藤田	下野

写

発委第3号

平成27年3月11日

特別委員会の設置について

・ 塙町議会委員会条例（昭和62年塙町条例第21号）第5条の規定により下記のとおり特別委員会を設置する。

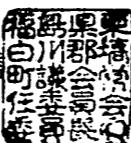
塙町議会議長 鈴木 道男 様

記

提出者

総務文教常任委員会

委員長 小林 達信



特別委員会の設置について

- 1 名 称
- 2 付議事件
- 3 委員定数
- 4 期 間

- 林業振興対策調査特別委員会
- 林業振興対策に関する調査研究について
- 13人
- 付議事件の調査終了までとし、閉会中も継続して調査する。

上記の議案を、別紙のとおり塙町議会議規則（昭和62年塙町議会規則第10号）第14条第3項の規定により提出する。

提案理由

本町の森林資源の現状とその有効利用及び林業の担い手育成に関して調査する必要があるため

発委第2号

收受年月日	議長	事務局長	書記
平成27年3月11日	鈴木 道男 様	藤田	下原
第176号	吉田	藤田	下原

写

平成27年3月11日

特別委員会の設置について

塙町議会委員会条例（昭和62年塙町条例第21号）第5条の規定により下記のとおり特別委員会を設置する。

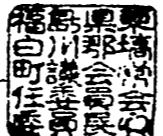
塙町議会議長 鈴木 道男 様

記

提出者

経済厚生常任委員会

委員長 割貝 寿一



- 1 名 称 少子高齢化対策調査特別委員会
- 2 付議事件 少子高齢化対策に関する調査研究について
- 3 委員定数 13人
- 4 期 間 付議事件の調査終了までとし、閉会中も継続して調査する。

特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり塙町議会議規則（昭和62年塙町議会規則第10号）第14条第3項の規定により提出する。

提案理由

人口減少社会にあって、少子化の現状把握とそれに伴う施策の在り方及び町民が安心して暮らせる心と体の健康づくりについて調査する必要があるため